

錦江町農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成25年12月17日(火)午後3時00分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(20人)

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第33号 農地法第5条許可申請について

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第36号 平成24年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について

議 長 只今より平成25年度第9回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に 2番 鈴委員 と 3番 東郷委員 を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委 員 (委員からの発言なし)

議 長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

「議案第33号 農地法第5条許可申請について」 を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 説明の前に資料の修正をお願いします。

受付番号6号の申請人名の欄の S さんの下に、 S・R さんを書き入れてください。自治会は Sです。

事務局 それでは「議案第33号 農地法第5条許可申請について」 説明いたします。

この件につきましては、10月の定例総会において審議していただきました、農業振興地域整備計画の変更(除外)について意見を求められたうちの1件について、転用の申請がありましたので、農業振興地域(農地利用計画)変更計画の決定前に転用の可否の方向について審議をしていただくものです。

受付番号6号について、説明いたします。

本件の事業計画の概要等につきましては、総会資料の 3ページからになります。

申請者は、借り人の S さん、S 自治会に拠点を置く事業体と貸し人の S・R さん、S 自治会の方です。

申請地は、

- ・田代川原字川前4087番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は7,058㎡です。

転用の理由及び内容については、賃貸借によって、太陽光発電設備を設置するために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものです。

事業計画の概要等についても、資料を添付してありますので、確認をお願いします。

また、転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除に関する記載もあることを申し添えておきます。

この件に関する担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。 以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の14番猪鹿倉委員、調査報告をお願いいたします。

14番
猪鹿倉委員 報告いたします。
12月13日に、申請人の立ち合いを求めまして、会長代理と事務局3人で、調査を行ないました。
申請人の方は、担当の社員の方が来られていて、土地の使い方やら、工事の仕方について、説明を受けました。
土地は、できるだけ触らないで、野立、単管設置という方法で設置するとのことでした。また、土地の面積に対して、太陽光パネルの設置面積が小さいのは、1基当たりのパネルの設置方法を決めているみたいで、この土地に配置できる枚数が限られてくるとのことでした。
パネルを設置しない所は、舗装をすとか、石を敷くとか、そのようなことをしないということでした。草が生えたら、刈るとのことでした。夏に気温が上がると発電の効率が悪くなるということで、周りの温度を下げるためにもその方が良い、という説明でした。
以上で終わります。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第33号について、質問、異議等はありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。
「議案第33号 農地法第5条許可申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第33号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第33号 農地法第5条許可申請について」は、農業振興地域（農地利用計画）変更計画の決定後に、原案のとおり県農業会議の常任会議員会議に諮問し、許可の議決があった後、許可することに決定しました。

次に 「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」 を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」 説明いたします。
資料は、9ページからになります。

受付番号8号の譲渡人は K・K さん、現在は、 S に ○○ されている方です。
申請地は、
・馬場字山之口ノ上2167番1、地目は台帳現況とも田、地積は1,384㎡です。
譲受人の A・S さんは、 M 町在住の方です。
A さんの経営規模は、世帯員3、労働力3で、小作地が4,352㎡で、白ネギを主体に経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、ハーベスター、バインダーがそれぞれ1台と、管理機が2台となっています。
担当調査委員は、10番の平原委員です。 以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の10番平原委員、調査報告をお願いいたします。

10番 平原委員 はい、報告いたします。
この案件は、10月にあっせんに上がってきた分でございます。
Kさんが、もう仕事はできないということで、買ってくれないかということで成立したものでございます。
この場所は前、利用権設定をしてそのまま作っている所で、ここにはハウスが建てられております。
Aさんについては、親子3人で一所懸命頑張っておられて、他にもバレイショ、インゲン等も耕作されておまして何ら問題はないかと思われます。価格は全部で〇〇円です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、議案第34号について、質問、異議等はありませんか。

4番 木原委員 ちょっとすみません。
異議じゃないんですけど、町外の人が買う場合も経営基盤強化法による所有権移転の手続きをしてくれているんですけ。

事務局 県に聞いたらですね、町のあっせん基準表というのがありますよ、それに一応見合えばですね、特に町外者をという規定はないので、良いということでした。
わからなかったので県に確認をしました。農地が錦江町内の農地だったので。

10番 平原委員 住所はまだNだけど、済んでいるのはOみたいです。

4番 木原委員 基準もだけど、この人が認定農家でもあれば・・・

10番 平原委員 認定農家になってます。

4番 木原委員 わかりました。

事務局 認定農家です。M町から認定農家の資料やら取り寄せまして、経営規模とかの確認もしました。

4番 木原委員 そいなら、いずれ、こっちで・・・

10番 平原委員 可能性はあいかもなあ。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。
「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。
お諮りします。議案第34号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 次に「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、30筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を3回に分けて行い、その都度、議決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。
それでは、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号236号から243号までについてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号236号から243号までについて説明いたします。
資料は、11ページからになります。

まず、受付番号236号の貸し人は、N・Mさん、N自治会の方です。
申請地は、
・田代麓字藤野4618番、現況地目は田、地積は、733㎡で、
貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため、小作料は発生しません。
借り人は、W・Mさん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員3、従事者2、自作地733㎡、小作地1、147㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は180日、農業機械の所有状況は、トラクター、コンバイン、バインダー、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

次の受付番号237号の貸し人は、M・Hさん、K市在住の方です。
申請地は、
・田代麓字久木野5177番9、現況地目は田、地積は、1、147㎡で、
貸付期間は、平成25年12月17日から平成28年12月14日まで、小作料は、粃で2俵となっています。
借り人は、W・Mさんで、経営概況等につきましては、236号で説明したとおりであります。

次の受付番号238号の貸し人も、237号と同じM・Hさんです。
申請地は、
・田代麓字久木野5177番12、現況地目は田、地積は、2、279㎡で
貸付期間は、平成25年12月17日から平成28年12月14日まで、小作料は、粃3俵となっています。
借り人は、K・Rさん、U自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者2、自作地4、251㎡、小作地2、279㎡で、水稻を主体にした経営をされています。
農業従事日数は180日、主要な農業機械は所有されておりませんが、主な機械作業は委託をされているようです。

続けて説明しましたが、受付番号236号から238号の担当調査委員は、3番の東郷委員です。

事務局 | これから説明します受付番号241号の現況地目を田としておりますけれども畑でしたので訂正をお願いします。

事務局

次の受付番号239号から241号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、K・Sさん、T自治会の方です。

申請地は、

239号が、神川字城ノ下761番1、現況地目は田、地積は、209㎡

240号が、神川字大馬瀬324番1、現況地目は田、地積は、991㎡

241号が、神川字下牧979番、現況地目は畑、地積は、3,513㎡で、

3筆の合計は、4,713㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月17日から平成26年12月14日まで、小作料は、239号は、使用貸借のため発生しませんが、240号は3万4千円、241号が3万5千円となっています。

借り人は、S・Kさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員6、従事者5、自作地23,633㎡、小作地17,826㎡で、肉用牛、バレイショ、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラック、トラクター、管理機がそれぞれ2台と、耕うん機、ハーベスターがそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、7番の牧原委員です。

次の受付番号242号の貸し人は、F・Tさん、M町在住の方です。

申請地は、

・田代麓字長谷250番、現況地目は田、地積は、1,062㎡で、

貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、5千円となっています。

借り人は、Kさん、U自治会に拠点を置く、農業生産法人としての要件を備えた法人です。経営規模は、構成員1、従事者1、雇用が10人で60日、現在のところ、この法人が管理する農地はありませんが、園芸作物を作ることになっています。今回の利用権設定をすることで事実上の農業生産法人となります。

農業機械の所有状況は、管理機、動噴、軽トラック、トラクターがそれぞれ1台と草払い機が2台となっています。

次の受付番号243号の貸し人は、I・Mさん、O在住の方です。

申請地は、

・田代麓字長谷249番、現況地目は田、地積は、1,244㎡で、

貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、6千円となっています。

借り人は、Kさんで、経営概況等につきましては、242号で説明したとおりであります。

続けて説明しましたが、242号と243号の担当調査委員は、8番の鍋委員です。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号236号から238号までについてを、3番東郷委員、お願いいたします。

3番
東郷委員

はい、説明いたします。

236号は、N・Mさんの田んぼで、W・Mさんが新規ということになってますけれども、実際はMさんのOさんのお父さんが作ったのを、今はMさんが引き継いでするということで、実際的には継続の形になります。今までずっと作ってきたということで、何ら問題もないと思います。

それから237号のM・Hさんののも、W・Mさんですが、これも継続で、お母さんはKにいらっしゃいますけれども、もう何もできないからぜひ作ってくれということで、問題ないです。

3番 東郷委員 238号の M さんの借り人は、K・R さん、〇〇の奥さんですが、今までも作っていらっしゃるって、何ら問題は起きてませんで、旦那さんも休みのときは田車押しから田の草取りまでしながら、頑張っているらしいので、問題はないです。

皆さんのご意見をお願いします。 以上です。

議長

ありがとうございました。
次に、受付番号239号から241号についてを、7番牧原委員、お願いいたします。

7番 牧原委員

はい、ご報告いたします。
これは T の田んぼなんですけど、S・K さんが継続で借りるということでのものです。前回もこの S・K さんの賃料の支払いはどうなんですか、ということでも聞かれたと思うんですが、この件もいろいろ話をしまして、当初の契約書は3年契約で作ったんですが、K・S さんから、1年契約でお願いします、ということでの変更の話をいただきました、1年契約に変更しました。

この賃料についてはですね、S さんの方も、どうなんですか、高いんですか、ということでも、いろいろ聞かれたんですが、この1反の分については、ちょっと高いような気がします、ということでも、ではとりあえず1年間は様子を見てみます、と。

全部の賃料を中々貰えなくて、田んぼを鋤いたりとか、トラクターで耕うんしたりして、人的なところで支払い分をカバーしてたりとか言う話もあったみたいなんですけど、S さんも、それで良い、ということでも、納得されてのことだったみたいで、とりあえず、今年はこの賃料で様子を見て、また、来年になったら、ちょっと下げましようか、と異様な話でした。

S・K さんについては、一所懸命頑張ってますので、問題はないんじゃないかならうかと思えます。 よろしくお願いをいたします。

議長

ありがとうございました。
次に、受付番号242号と243号についてを、8番鍋委員、調査報告をお願いいたします。

8番 鍋委員

説明します。
この242号と243号につきましては、今年の3月にあっせんに上がってきた分です。買い手をというようなことでしたので、半年位はあちこち声をかけたんですが、中々見つかりませんでしたので、本人さん達に連絡を取りまして、もう、藪になってしまうとますます借り手もいなくなるから、当面の間は貸すという形の考えはできないですか、ということでも了解をもらいまして、利用権設定を結ぶという形をとりました。

この場所につきましては、N で、242号の F さんと243号の I さんは姉弟ということなんです。田んぼも隣同士になっております。

そして、借り手の先ほど説明がありましたけども、この K さんですが、代表者は K・K さんという方で、兄弟で 〇〇 をしながら、本人さんは農業の方にも手をかけられているところです。

インゲン、しょうが、ラッキョウというような形で生産に取り組まれております。

農地の利用状況について、私の担当地区でも一部、ちょっと放ってあるようなところがあつたもんですから、話しをしまして、今度のこのあっせんの分と合わせて手入れをしたいというようなことでした。

従事日数、意欲、その他については、何ら問題はないと思います。

よろしくお願いをいたします。

議長

ありがとうございました。
ただ今、受付番号236号から243号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたけど、質問、異議等はございませんか。

7番 牧原委員

あの、236号と237号の W さんですけど、この農家情報によると自作地が733㎡で、同じなんですけど。自作地と小作地の面積が。

事務局

はい、同じです。たまたまいっしょでした。地番は違います。面積が偶然に一致していたということなんです。

議長

他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号236号から243号についてを採決します。

お諮りします。議案第35号のうち受付番号236号から243号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号236号から243号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号244号から258号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」の受付番号244号から258号について、説明いたします。

まず、受付番号244号と245号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、N・Iさん、H自治会の方です。

申請地は、

244号が、田代麓字土橋1636番1、現況地目は畑、地積は、604㎡

245号が、田代麓字土橋1636番2、現況地目は畑、地積は、171㎡で、2筆の合計は、775㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月23日から平成35年12月14日まで、小作料は、10アール当たり6千円となっています。

借り人は、Mさん、F自治会に拠点を置く農業生産法人です。経営規模は、構成員3、従事者3、雇用が5人で50日、自作地5、138㎡、小作地23、006㎡で、枝物、にんにく、かんしょを主体にした経営をされています。

農業機械の所有状況は、管理機、肥料散布機がそれぞれ1台とトラックが2台、散布機、ビーパーがそれぞれ3台となっています。

以下、受付番号250号までの借り人は、Mさんですので、借り人の経営概況等の説明は省略いたします。

また、受付番号244号から250号までの担当調査委員は、9番の樋渡委員ですのでよろしく願いいたします。

事務局 次の受付番号246号の貸し人は、U・Nさん、I自治会の方です。

申請地は、

・田代麓字土橋1633番、現況地目は畑、地積は、1,001㎡で、

貸付期間は、平成25年12月26日から平成35年12月14日まで、小作料は、10アール当たり6千円となっています。

事務局

次の受付番号247号から250号の4件の貸し人は、H・Nさん、H自治会の方です。

申請地は、

247号が、田代麓字土橋1634番、現況地目は畑、地積は、889㎡

248号が、田代麓字土橋1635番、現況地目は畑、地積は、988㎡

249号が、田代麓字土橋1640番1、現況地目は畑、地積は、240㎡

250号が、田代麓字土橋1640番2、現況地目は畑、地積は、277㎡で、

4筆の合計は、2,394㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月23日から平成35年12月14日まで、小作料は、10a当たり6千円となっています。

次の受付番号251号と252号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、H・Sさん、H自治会の方です。

申請地は、

251号が、田代川原字原澤ノ後4661番1、現況地目は田、地積は、1,126㎡

252号が、田代川原字原澤ノ後4661番2、現況地目は田、地積は、1,549㎡で、2筆の合計は、2,675㎡となります。

貸付期間は平成26年1月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で米4俵となっています。

借り人は、T・Cさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地41,489㎡、小作地2,478㎡で、露地野菜、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台となっています。

担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次の受付番号253号と254号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、K・Mさん、K市在住の方です。

申請地は、

253号が、城元字中鳥井1226番1、現況地目は田、地積は、905㎡

254号が、城元字四反田947番1、現況地目は田、地積は、671㎡で、

2筆の合計は、1,576㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、10a当たり2万円となっています。

借り人は、O・Tさん、M自治会の方です。経営規模は、世帯員2、従事者2、自作地5,912㎡、小作地913㎡で、インゲン、バレイショ、かんしょ、水稻を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、いも掘り機、動噴、バインダー、茎葉処理機がそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の受付番号255号から257号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですの
で、続けて説明いたします。
この3件の貸し人は、 K・K さん、 N 自治会の方です。
申請地は、
255号が、城元字四反田944番1、現況地目は田、地積は、592㎡
256号が、城元字四反田948番3、現況地目は田、地積は、665㎡
257号が、城元字道ノ迫2489番1、現況地目は畑、地積は、1,061㎡ で、
3筆の合計は、2,318㎡となります。
貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、
255号と256号が10a当たり2万円、257号が1万円となっています。
借り人は、 O・T さんで、経営概況等につきましては、253号・254号で説明
したとおりであります。

続けて説明いたしました。が、受付番号253号から257号の担当調査委員は、15番
の落司委員です。

事務局 | 次の受付番号258号の貸し人は、 T・T さん、 M 自治会の方です。
申請地は、
・城元字集り1367番1、現況地目は田、地積は、1,551㎡ で、
貸付期間は、平成25年12月17日から平成28年12月14日まで、小作料は、
4万5千円となっています。
借り人は、 U・M さん、 F 自治会の方です。経営規模は、世帯員7、従事者
4、雇用が5人で1,000日、自作地11,195㎡、小作地11,154㎡で、葉ネ
ギを主体にした経営をされています。
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台
と軽トラック、葉取機、種まき機がそれぞれ1台となっています。
担当調査委員は、17番の 寺田委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいた
します。
初めに、受付番号244号から250号についてを、9番樋渡委員、お願いいたしま
す。

9番
樋渡委員 | 貸し人は、 N・I さん、 U・N さん、 H・N さんで、借り人は、いずれも
M さんです。
これは前回もですね10年位利用権設定を組んでおられたんですが、今回ですね、地主
さんから、ちょっと管理が悪いんじゃないか、という指摘もありまして、私も気がついた
ときは随時、 M さんには、もうちょっと管理をよくしてほしい、とお願いしてたんで
すが、今回もこの利用権設定を組むまでちょっと管理が悪かったので、再三、もうちょっ
と管理をよくしてほしいとお願いして、それと、貸し人の方の3人の中で、別の人がいた
ら他の人に貸してくれないか、ということも言われたんですが、 M さんがですね、今
後は管理をちゃんとするから是非今回も貸してくれ、ということで、この3人の方が了解
されまして、今回、また利用権設定を組むことになりました。

場所はですね、役場から荒西の方へ行った国道沿いで、日当たりも良くて、全部で7筆
なんです、これが1枚になっております。1枚の畑ですね条件のすごくいい所です。
だから借り手もいくらでもいる所で、このような状態だったら私が作ってあげるよ、とい
うような話もあったんですけど、 M さんもですね、そういう良い場所なもんですか
ら、今後はちゃんと管理をするから、ということでですね、再度利用権設定を組まれたと
ころです。

今まで以上に管理だけはちゃんとするから、ということで利用権設定を組まれたので
で、また、今後も私も気をつけてですねそういうことがないように M さんにも注意し
ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号251号、252号についてを、14番猪鹿倉委員、調査報告をお願い
いたします。

14番 猪鹿倉委員 | はい、報告いたします。
この H・S さんは、N に勤めておられて、ご主人が平成〇〇年に亡くなつて、ご主人の父親も90歳を超えて N に入所されておられます。
この H は、南部開発で開発されたところをございまして、H 集落も若者の方々が皆勤めで、他の所に出ているもんですから、小作する方がいなくてですね、借り人の T・C さんもこの借りる所の周りに農地を持っているから借りてくれたんじゃないかと思ひます。
T・C さんが借りてくれて、ほんとに有り難いことだと思ひました。
よろしくお願ひします。 終わります。

議 長

ありがとうございました。
次に、受付番号253号から257号についてを、15番落司委員、調査報告をお願ひいたします。

15番 落司委員

253号から254号の貸し人は K・M さんでございます。
N にある K の息子さんで、今は K 市に在住されておられますが、これを誰かに貸してくれ、ということで探しておりましたら M の O・T さんが、借りてじゃがいもを植えましよう、ということでした。
T さんは80歳と高齢なんですけれども、息子さんが、勤めを辞めてお父さんと一緒に農業をするから、ということで、今回まではお父さんの名前で契約しましよう、この次からは息子さんの名前で契約してくださいよ、ということで契約していただきました。
小作料は、10アール当たり2万円です。

255号から257号の K・K さんは M さんの父親でございますが、これも T さんに貸すということで、田んぼが2万円、畑が1万円ということで契約していただきました。
後継者という形の中で、息子さんが一緒に農業をするということで、親子して頑張っていらっしゃいますので何ら問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。
次に、受付番号258号についてを、17番寺田委員、調査報告をお願ひいたします。

17番 寺田委員

報告申し上げます。
借り人の U・M さんは、認定農家でございます、ネギを主体にした経営をされています。
利用権を設定するに当たり、技術面、耕作状況、すべてにおいて何ら問題はないと思われまます。 よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、受付番号244号から258号について、それぞれの担当委員から調査報告がありました、質問、異議等はございませぬか。

18番 安水委員

はい。
確認なんですけれども、O・T さんの息子さんは、現在されているんですか。それとも、する、ということですか。

15番 落司委員

されてます。

18番 安水委員

されているということは、労働力2人の中に入っているということですね。

15番 落司委員

息子さんの住所は、H です。
2人は夫婦で、今は、息子さんは入っていません。

18番 安水委員

わかりました。

17番 寺田委員

ちょっといいですか。
この農家情報の生産法人の K さんと M さんの雇用の10人の60日とか5人の50日とか言うのは、10人を60日使うということですか、それとも10人で述べ60日ということですか。

事務局 | これはたぶん60日使うということだと思います。

17番
寺田委員 | ま、言えば、600日と250日という解釈の仕方。

事務局 | はい。

17番
寺田委員 | わかりました。

8番
鍋委員 | 現実的にはですね、ここに載っている数字よりもはるかに多い形で、雇用されてるという風に思います。

10番
平原委員 | まだ、面積が増ゆっとけ。
事務局 | 今んこいじゃ、面積はゼロ、ゼロになっちゃいけません。
事務局 | ゼロになっているのは、会社で利用権設定されるのが今回が初めてなので、ゼロになっています。今までは代表者のKさんが個人で利用権設定をされていたので、その分はまだ移してないので、出てきてないです。

8番
鍋委員 | 随時、更新が来るたびに、借り人の名義が変わってくる状態になろうかと思っています。

19番
徳永委員 | はい。
Mさんのところの当該農地の耕作物が、全て農作物、となっておりますね。これは4反位の1枚畑なんですけど、何を作られるんですかね。貸付期間が10年ですよ。

9番
樋渡委員 | え〜とですね、これは前回からも言われているんですが、地主さんには、枝物を植えさせてくれ、とお願いされていたんですけども、Mさんがですね、シキミとかそういうのをですね・・・

事務局 | すみません、いいですか。
書類の方はですね、Mさんが直接農業委員会の方に持ってこられた関係で、聞いたところによると、枝物の方は植えずに、にんにく、かんしょをしたい、ということをお話しされました。

20番
基委員 | そういうことで農作物となっている訳。主な農作物は枝物、にんにく、かんしょとなっているけど・・・

事務局 | はい、会社としては枝物もされているんですが、この場所には、今後はにんにく、かんしょ、そういった物を植えていきたい、ということで話しをされて、枝物は植えられないということでした。

19番
徳永委員 | そうすると、地権者の方には、枝物を植えるからということで・・・
契約期間が10年と長いもんだから、10年となると枝物かな、と思ったんですけども。

事務局 | 最初は、そうだったらいいです。

9番
樋渡委員 | 最初はですね、地主さんとの交渉で私が立ち会っているときは、枝物を植える、という地主さんとの話だったんですけど、Uさんが、枝物はちょっと待ってくれ、と言われて、NさんとHさんは前回からですね、ちゃんと管理さえしてくれればいいですよ、と。それと、止めた後、元通りにして返してくれる、そういう保障ができればいい、と言われてました。
Uさんがですね最初から、枝物はちょっと待ってくれ、ということだったです。今回も多分、Uさんのそういうことがあって、枝物を止められたんじゃないかと思っています。

10番
平原委員 | 枝物で10年ち言うのはわかるけど、他の作物で10年ち言うのは長ごはねけ。

19番
徳永委員 長いと思いますよね。
私が質問したのはですね、この M さんが私の管轄の所で、枝物で10年の契約を
されていると。管理が、おっしゃる通りあまり良くないんですよ、私の所も。
だから、他と同じように契約の時だけのことで、後は、元に戻るのかなあ、という懸念
があったんです。それで10年は長いと思ってるんです。

9番
樋渡委員 この人も、言われることは、すごい大きいことを言われるんですよ。
さっきも報告したとおり、管理は悪いですよ、それを今回は特に、ちゃんとしてくれ
るか、ということで、地主さんとも・・・
私がちょっと注意したり、又貸しとかそういうのが無いようにと忠告したらちょっと機
嫌が悪くなりました。
役場へ直接来られたというのは電話で私は聞いたんですが、その前に来ると言われて、
私はちょうど都合が悪くてですね、M さんの方で直接田代支所に利用権の用紙を取り
に行かれて、自分で地主さんと直接されておられました。
枝物とかそういうのはちゃんと管理をするから、利用権設定をする了解をもらったから
ということで M さんの報告を受けました。
私はその時まで、シキミだと思ってたんですけども。10年ですから。

事務局 いいですか。
書類を持ってこられたときにですね、話しをいろいろとして、私も管理が悪いと聞いて
たものですから、帰られた後にですね、地権者の一人に確認をしたんです。
そしたら、まあ、ちった荒れちよいごつあったじ、言うたとをなあ、とは言われたんで
すよ。その後に草払いとか、何か管理のようなことをされたというのは地権者の方か
ら聞いたんですよ。

9番
樋渡委員 ですね。この利用権設定をする前に、ちゃんと管理はされております。

事務局 10年と契約期間が長かったので、M さんの方は、にんにく、かんしょと言われた
んですけど、地権者の方に、何を植えるか言われましたか、と聞いたら、何やかいや植え
ちゃっどなあ、ということで、シキミはたぶん植えないんじゃないか、という話しをさ
れました。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 それでは、担当委員の樋渡さんの方に、ちょっと力を入れてもらって、この件について
は見守ってほしいと思います。

9番
樋渡委員 はい、わかりました。

議長 異議はないようですので、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の
規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のう
ち受付番号244号から258号についてを採決します。

お諮りします。議案第35号のうち受付番号244号から258号については、原案
のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第1
3条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請に
ついて」のうち受付番号244号から258号については、原案のとおり許可することに
決定しました。

ここで、〇〇番 T 委員の退室を求めます。(T 委員=退室)

次に「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号259号から265号についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の受付番号259号から265号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号259号から261号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、Y・Kさん、B自治会の方です。

申請地は、

259号が、田代麓字立神5147番602、現況地目は畑、地積は、7,313㎡

260号が、田代麓字立神5147番603、現況地目は畑、地積は、321㎡

261号が、田代麓字立神5147番604、現況地目は畑、地積は、2,924㎡で、3筆の合計は、10,558㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で7万円となっています。

借り人は、T・Tさん、T自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者4、自作地64,044㎡、小作地90,682㎡で、茶を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラック5台、摘採機2台の他、防除機、中刈機がそれぞれ1台となっています。

次の受付番号262号から265号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この4件の貸し人は、K・Mさん、現在は、Nに入所されている方です。

申請地は、

262号が、田代麓字立神5147番227、現況地目は畑、地積は、2,320㎡

263号が、田代麓字立神5147番226、現況地目は畑、地積は、2,423㎡

264号が、田代麓字立神5147番240、現況地目は畑、地積は、11,656㎡のうち2,000㎡

265号が、田代麓字立神5147番241、現況地目は畑、地積は、9,717㎡のうち1,257㎡で、4筆の合計は、8,000㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月17日から平成30年12月14日まで、小作料は、全部で8万円となっています。

借り人は、T・Tさんで、経営概況等につきましては、受付番号259号から261号で説明したとおりであります。

担当調査委員は、20番の基委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号259号から265号までを、20番基委員、お願いいたします。

20番基委員 はい、報告いたします。

ご存知のとおり借り人のTさんは、農業委員でございます。また、茶専業農家ということで、工場も自分で持っていて、働き手も4人で、農地の利用状況も専業農家ということで、大変よく管理されております。

継続ということで、過去15年位借りていらっしゃると思うんですが、小作料金はちょっと安いのかなあ、という感じもいたしますけど、段々畑で収入も上がらない所で、借りる人がいないということで、現在に至っております。

問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、受付番号259号から265号について、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

10番平原委員 今面積はを。

2000㎡と1200㎡ち言えば、3分の1も無が、どういうこと。

事務局 | ここは地籍調査が済んでない所で、ほとんどが山なんですけど、一部に茶園があつて、面積を8反で決めたということです。

10番
平原委員 | 他は、山や。

事務局 | 山やら、畦畔やったいですね。

10番
平原委員 | 畑になつてる部分が、こんだけち言うこと。地番の中で。

事務局 | はい。

10番
平原委員 | はい、いいです。

議長 | 他にありませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号259号から265号についてを採決します。
お諮りします。議案第35号のうち受付番号259号から265号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第35号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号259号から265号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | **ここで、〇〇番 T 委員の入室を許します。(T 委員=入室)**

議長 | これからしばらく休憩を取りたいと思います。
10分間の休憩とします。

議長 | (休憩)

議長 | 休憩前に続きまして、会議を再開します。
次に「議案第36号 平成24年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について」を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | それでは、「議案第36号 平成24年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目変更の協議について」説明いたします。

事務局 | この件につきましては、町長より平成24年度に実施した地籍調査のうち、地目を変更した神川地区の直営分96件と外注分135件、田代地区の144件について、協議の上、12月27日までに回答するよう依頼があったものであります。
資料として添付しております町長からの協議依頼文書の鑑の写しをご覧いただきたいと思いますが、神川地区については、直営分で農地からの地目変更が92件と農地への地目変更が4件、外注分で農地からの地目変更が133件と農地への地目変更が2件、田代地区については、田代麓地区で農地からの地目変更が131件と農地への地目変更が13件となっております。
個別の変更内容につきましては、これから回覧します資料で確認をお願いします。
また、添付しています写真では、わかりづらいところもありますので、大きいサイズの写真も一緒に回覧します。しばらくの間、それぞれの内容について確認、検討をいただいて、後ほど協議をお願いしたいと思います。
以上です。

議長 | それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いします。

(しばらく時間を置く)

議長 | それでは、内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。
意見、質問など、ある方はどなたからでも結構ですので、出していただきたいと思いま
す。

委員 | (委員からは、特段の意見は出ず)

議長 | それでは、特に意見がなければ採決に入ります。
お諮りします。「議案第36号 平成24年度に実施した地籍調査に伴う農地の地目
変更の協議について」は、原案のとおり変更分を承認することに異議ありませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第36号 平成24年度に実施した地
籍調査に伴う農地の地目変更の協議について」は、原案のとおり承認することに決定しま
した。

以上で平成25年度第9回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたしま
す。

議長
(会長)

2番

3番

議事録調整者 折久木まり子